

## 南島原市広報用写真・映像・音源貸し出し基準

平成30年6月18日

改正 令和3年5月20日

改正 令和3年11月17日

総務部 総務秘書課

### 1. 基準の趣旨

この基準は、市以外の団体又は個人から、総務秘書課が管理する写真や映像および音源で、知的財産権が市に属する写真・映像・音源の使用申請があった場合の取り扱いを定めたものである。

### 2. 貸し出しの目的

写真・映像・音源の貸し出しは、当該写真・映像・音源の使用により、市のPR、地域振興を図るために行うものとする。

### 3. 貸し出しの料金

貸し出しは無料とする。

### 4. 貸し出しの制限

次に該当する場合は貸し出しをすることができない。

- (1) 特定団体（個人）の政治、宗教活動を助長する恐れがある場合
- (2) 誹謗・中傷、その他、社会通念上の不利益を生じさせる恐れがある場合
- (3) 営利目的で使用する場合。ただし、市のPR又は市の観光や産業などの各分野において、市政運営の方針と合致するものであって、総務秘書課が特に認める場合はこの限りではない。
- (4) フォトコンテスト作品等、市に著作権がない写真・映像・音源
- (5) 申請者以外の個人が特定できる写真又は個人所有物が写った写真。ただし、当該個人等の了承があった場合はこの限りではない。
- (6) 市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品やサービス等を支援・推奨・公認しているような誤解を招く恐れがある場合
- (7) 音源の改変等を行う場合
- (8) その他、市が適当でないと認めた場合

### 5. 貸し出しの条件

- (1) 申請書の提出

使用申請者は別紙「写真・映像・音源使用申請書（以下「使用申請書」という。）」を提出しなければならない。

(2) 貸し出しの対象物

貸し出しはデジタルデータ、プリントとし、ネガの貸し出しは行わない。  
ただし、総務秘書課が必要と認める場合はこの限りではない。

(3) 複写転用の禁止

使用者は、貸し出された写真・映像・音源を使用申請書に記載する使用目的以外に使用し、また複写転用してはならない。

(4) その他

写真・映像・音源の使用によって生じる問題やトラブルについて、市は一切関知しない。また、使用者は次の事項を行うよう努めなければならない。

ただし、総務秘書課が不要と認める場合は、この限りではない。

- ① 掲載写真・映像・音源への「南島原市提供」又は「長崎県南島原市提供」の明記
- ② 写真・映像・音源を使用した成果物又は成果物の写真の提出

## 6. 疑義の決定

この基準について疑義が生じたとき、又はこの基準に定めのない事項については、総務秘書課がその都度決定するものとする。